

# 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

西原町の産業構造は、小那霸工業団地の製造業等の第二次産業が中心となっている。しかし、町内の中小企業は製造業を中心に入手不足となっており、西原町の産業基盤の弱体化が懸念されている。また、西原町では今後長期的には生産年齢人口の減少が予想されるため人材不足に対応した産業基盤を構築する必要がある。

町内の産業基盤を支えている中小企業に対しては、これまでも雇用サポートセンターによる人材の確保や、貸付制度の紹介等により対策を講じてきたが、引き続き生産性の向上により人手不足に対応した事業基盤の構築を図るとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体となり、町内の経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

町内の産業は鉄工業、建設業、運輸業と多岐にわたり、多様な業種が西原町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため対象となる先端設備等の種類については、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

西原町は小那霸、東崎に多くの事業者が集積しているが、その他の地域にも中小企業が点在しているため、より広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象地域は西原町内全域とする。

## (2) 対象業種

町の産業は多岐にわたるため、多様な業種において広く生産性向上を実現させる必要がある。そのため本計画において、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる業種であれば、業種に制限を設けない。

## (3) 対象事業

町の産業は多岐にわたり、各々の企業においての事業は新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。そのため生産性向上に向けた事業者の取り組みについては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、事業に制限を設けない。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から3年とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4